

幸手市都市計画マスタープラン地区別説明会

長期的なまちづくりの基本的な方針となる「第2次幸手市都市計画マスタープラン」の策定を進めています。幸手市を3地区に区分し、各地区の特性を踏まえたまちづくりの方針について、次のとおり説明会を実施します。みなさんのご意見をお聞かせください。

※事前申し込み不要です。直接会場にお越しください。

対 象	日 時	場 所
幸 手 中 学 校 区	6月13日(日)午前10時～11時30分	市役所第二庁舎2階 第1会議室
西 中 学 校 区	6月20日(日)午前10時～11時30分	西公民館 大会議室
東 中 学 校 区	6月20日(日)午後2時～3時30分	ウェルス幸手2階 研修室

幸手駅西口地区の地区計画に関する原案の縦覧および説明会

にぎわい空間の創出と周辺環境との調和を図るため、地区計画を作成します。市が決定する地区計画の原案の作成に関して、みなさんのご意見をいただくため、都市計画の原案の縦覧および説明会を開催します。

▼原案の縦覧

日時 5月10日(月)～24日(月)午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日を除く)

場所 都市計画課またはまちづくり事業課(幸手駅西口土地区画整理事務所)

対象場所 幸手駅西口土地区画整理事業区域内の都市計画道路西口停車場線の沿道

※原案は市ホームページでも縦覧することができます。

▼意見書の提出

意見書を提出できる人 市内に住所を有する個人および法人または利害関係のある人

意見書 都市計画課、まちづくり事業課(幸手

駅西口土地区画整理事務所)および市ホームページで配布

提出方法 5月31日(月)までに都市計画課に持参、または郵送により提出(期日必着)

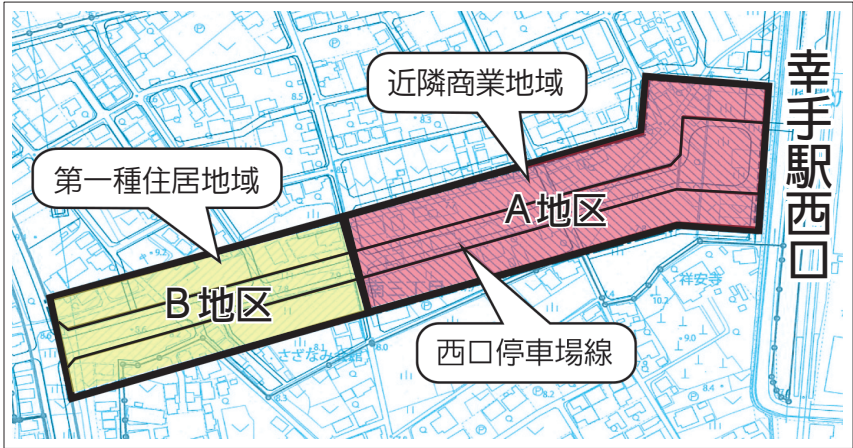
▼説明会の開催

日時 5月23日(日)午前10時から

場所 南公民館 会議室

※事前申し込み不要、直接会場にお越しください。

問合せ 都市計画課 ☎(43)1111 内線 564
FAX(43)1123



134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線

す。対象では、道路で運行しないものも課税対象です。ナンバーの登録をお願いします。

▼フォークリフトの登録をお願いします

乗用装置を有するフォークリフトなどは、道路で運行しないものも課税対象です。ナンバーの登録をお願いします。

持手物 ①身体障害者手帳、療育手帳、戦病者手帳または精神障害者保健福祉手帳、②運転免許証、③自動車検査証、④印鑑、⑤納付前の納税通知書、⑥納税義務者のマイナンバーカード(顔写真付)または通知カード

※申請期限を過ぎると減免できません。※自動車税(県税)の減免を受けている人は対象外です。※障がいの内容によっては減免できないこともありますので、詳細についてはお問い合わせください。

身体や精神に障がいのある人が所有する軽自動車や、その人と生計を共にする家族の人が所有する軽自動車、当該身体障がい者などの通院、通学などのために使用される場合、軽自動車税(種別割)が減免の対象となります。なお、令和2年度の申請者には、納税通知書と併せて申請書を郵送しています。

※申請期限を過ぎると減免できません。※自動車税(県税)の減免を受けている人は対象外です。※障がいの内容によっては減免できないこともありますので、詳細についてはお問い合わせください。

身体や精神に障がいのある人が所有する軽自動車や、その人と生計を共にする家族の人が所有する軽自動車、当該身体障がい者などの通院、通学などのために使用される場合、軽自動車税(種別割)が減免の対象となります。なお、令和2年度の申請者には、納税通知書と併せて申請書を郵送しています。

税務課からののお知らせ

▼軽自動車税(種別割)の減免申請は5月31日(月)まで(毎年度申請が必要です)

公共下水道の供用開始のお知らせ

問合せ 下水道課 ☎(47)3340・FAX(48)0120

令和2年度は、南3丁目地内の幸手駅西口周辺地区および中5丁目地内東武日光線西側を中心に公共下水道工事を行い、当該区域内の一部で公共下水道の供用が開始され、利用できるようになりました。

引き続き、令和3年度には、東武日光線西側の中5丁目地内および西1丁目地内の一部を中心に管渠^{かんきょ}工事を実施する予定です。なお、関係する地域のみなさんには、6月頃に工事説明文書を郵送します。

▼下水道使用料の納入

公共下水道の利用に伴い、上水道の使用水量に応じて算出された下水道使用料が発生します。お支払は、原則として2か月ごとに上水道料金と一緒に納入していただきます。

▼早期接続にご協力を

公共下水道が整備された区域では、接続替えの工事を行い、家庭などからの汚水を直接公共下水道に流さなければなりません。また、くみ取り式トイレは、下水道法の定めにより公共下水道の整備後3年以内に水洗化することが義務づけられています。宅地内の接続替えの工事をする場合は、「幸手市下水道排水設備指定工事店」に依頼して施工するように、お願いします。

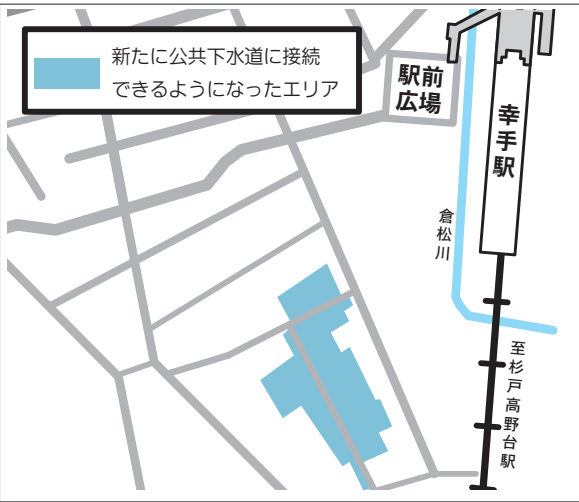
▼雨水は絶対に流入させないでください

市が整備している公共下水道は「分流式」といって、汚水のみを処理できるようになっています。雨水が大量に流入すると、汚水が逆流してトイレなどが使用できなくなったり、マンホールから汚水が溢れ出すこともあります。

○汚水マスのふたが壊れている場合は、早急に修理をお願いします。

○配管に誤りがある場合は、至急改善してください。

○故意に雨水を流入させた場合、罰せられることがあります。



市役所組織の一部変更

▼新設された部署／主な業務

施設整備課／公共施設などの整備・再編に係る企画および調整に関すること、新庁舎整備に関すること

新型コロナウイルスワクチン対策室／新型コロナウイルスワクチン接種に関すること

▼課名が変更した部署

教育委員会教育部「指導課」を「学校教育課」へ

※児童生徒の就学など、学務に関し、教育委員会教育部「総務課」から同「指導課」に事務移管したことに伴う名称変更。

問合せ 政策課 ☎(43)1111 内線 242

市職員の人事異動

令和3年4月1日付けで行われた市職員の異動者(課長級以上)をお知らせします。

また、新規採用職員は20人(一般行政職9人、社会福祉士1人、管理栄養士1人、学校教育課主席指導主事1人、指導主事1人、任期付職員7人)で、職員総数は343人です。

問合せ 庶務課 ☎(43)1111 内線 232

▼部長級

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総 務 部 長	手島 秀明	教 育 部 長	木村 卓朗

▼課長級

職 名	氏 名	職 名	氏 名
財 政 課 長	春田 松司	環 境 課 長	尾崎 武
施 設 整 備 課 長	菅野 司	新型コロナウイルス ワクチン対策室長	中三川芳一
庶 務 課 長	齋藤 暁彦		
納 税 課 長	落合 和典	農 業 振 興 課 長	田中 孝徳
市 民 課 長	宮澤 和夫	議 会 事 務 局 次 長	鈴木 清